

事 務 連 絡
平成26年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

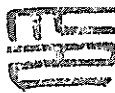
自転車利用者に対するルール遵守徹底のための
広報キャンペーン等の展開について

標記について、警察庁から文部科学省に対し、別紙のとおり協力依頼がありました。

については、本対策の趣旨を御理解の上、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いします。

【問合せ】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課交通安全係
tel : 03-5253-4111 (2695)
fax : 03-6734-3794



別紙



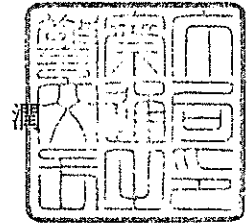
警察庁丙交企発第41号
平成26年3月13日

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公 人 殿

警察庁交通局長

倉 田



自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報キャンペーン等の展開について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向けた諸対策を推進しており、平成25年中の自転車が関係する交通事故の発生件数は121,040件と前年に比べて8.3%の減少となりました。

しかしながら、自転車乗用中死者は600人と前年比べて37人増加したほか、自転車乗用中死傷者のうち法令違反が認められる割合が5分の3を超えるなど、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にあります。

自転車に対する国民の関心は、近年の環境問題への関心や健康志向の高まり、さらには3年前に発生した東日本大震災の影響により、通勤時等の移動手段として注目されるなど一層高まっておりますので、自転車利用者のルール遵守を徹底することにより、自転車の安全利用を促進する必要があります。

そこで、本年も「自転車月間」であります5月を捉え、自転車利用者に対するルール遵守の徹底に重点を置いた広報キャンペーン等の取組を実施することといたしました（別添参照）。

つきましては、本広報キャンペーン等を効果的に実施するため、「自転車月間」を捉えた児童・生徒への自転車安全教育の一層の推進等につき、各都道府県教育委員会等関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。



原議保存期間	1年(平成27年3月31日まで)
有効期間	二種(平成26年5月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙交企発第40号、丙交指発第11号
丙規発第8号、丙運発第13号
平成26年3月13日
警察庁交通局長

自転車利用者に対するルール遵守徹底のための広報キャンペーン等の展開について
昨年中の自転車乗用者が第一又は第二当事者となった交通事故(以下「自転車関連事故」という。)の件数は121,040件(前年対比-11,008件、-8.3%)で、9年連続で減少したものの、自転車乗用中死者は600人(前年対比+37人、+6.6%)と増加に転じたほか、自転車乗用中死傷者のうち法令違反が認められる割合が5分の3を超えるなど、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にある。

各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」(平成23年10月25日付け警察庁丙交企発第85号、丙交指発第34号、丙規発第25号、丙運発第34号)により、都道府県ごとの情勢を踏まえて策定した総合計画に基づき、良好な自転車交通秩序の実現に向けた各種の取組が講じられているものと承知している。

本年5月の「自転車月間」(自転車月間推進協議会主催、警察庁等後援。別添資料参照)においては、様々な自転車関連のイベントが開催される予定であるが、自転車に対する国民の注目度が高くなる本月間を捉えて、自転車の交通ルール周知のための集中的な活動を実施することは、自転車利用者のルール遵守意識の高揚を図る上で極めて有要である。

そこで、本月間において、下記のとおり全国一斉の広報キャンペーン等を展開することとするので、各位にあつては積極的な活動を推進されたい。

記

1 期間

平成26年5月1日(木)から5月31日(土)まで

2 目的

自転車利用者に対する基本的な交通ルールの周知活動や街頭における指導啓発活動等を強化し、良好な自転車交通秩序の実現を図る。

3 重点推進事項

- (1) あらゆる機会と各種広報媒体を活用した交通ルールの周知徹底
- (2) 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進
- (3) 街頭における指導啓発及び指導取締り活動の強化

4 留意事項

- (1) 交通ルールの周知に当たっては、「自転車安全利用五則」(「自転車の安全利用の促進について」(平成19年7月10日付け交通対策本部決定)に添付)等を活用すること。また、平成25年12月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(平成25年

法律第43号。以下「改正法」という。)のうち、自転車の検査等に関する規定の整備及び路側帯の通行に関する規定の整備等が施行されたことから、交通安全教育等を通じ、自転車は左側通行が原則であることなどの周知を図るとともに、平成27年6月までに施行される自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備の円滑な運用に向け、改正概要についての職員及び関係機関・団体に対する指導教養並びに国民への広報啓発を推進すること。

- (2) 改正法に伴い、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（平成25年国家公安委員会告示第41号）が、平成25年12月1日から施行されたことから、幼児・児童はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットの着用を促すとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗車させる場合はシートベルトを着用させるよう指導するほか、自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入の推進等、自転車の安全な利用のために推奨される事項が追加されたことから、それらの広報啓発・普及促進に努めること。
- (3) 自転車による交通違反に対しては、積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりする違反のほか、違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反に対しては、確実な検挙措置を講じること。
- (4) 平成24年中、警察庁で開催した「自転車の交通ルールの徹底方策に関する懇談会」から、「大学生等（短大生、専門学校生等を含む。）や成人に対して自転車安全教育を実施する教育主体が少なく、そのため、これらの者に対する自転車安全教育の機会が乏しい」との指摘を受けていることに鑑み、引き続き、大学等教育機関、企業等における交通安全教育の促進を図ること。
特に、新入学、就職に伴い、新たに自転車で通学、通勤する自転車利用者に対し、大学当局、学生自治会等や企業における職場の管理者、安全運転管理者等と連携して交通安全教室等の開催に努めること。
- (5) 大手スーパー、自転車駐輪場、各種イベント会場等、多くの自転車利用者が集まる場所を利用したキャンペーンを実施するなど、効果的な活動となるよう創意工夫すること。
- (6) 道路管理者、地方公共団体や学校等の関係機関・団体、自転車販売店等の自転車関係事業所、交通ボランティア等との連携を強化した活動を行うこと。また、関係機関・団体等が実施した施策について表彰や好事例紹介を行うなど、関係機関・団体等による自主的な活動の促進を図ること。
- (7) 報道機関等に積極的な広報素材の提供を行うこと。

自転車月間について

○ 自転車月間

「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が昭和56年5月に施行されたことを記念して設定されたもので、(一財)日本自転車普及協会(事務局)、(一財)全日本交通安全協会を始め29の団体で組織する「自転車月間推進協議会」が、毎年5月に自転車に関する様々な行事(内閣府、警察庁、総務省等の関係省庁が後援予定)を実施している。

○ 主催

自転車月間推進協議会

※ 「自転車月間推進協議会」構成団体

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 (一財) 省エネルギーセンター | 16 (公財) 日本サイクリング協会 |
| 2 (公財) 日本ユースリーダー協会 | 17 (公財) 日本自転車競技連盟 |
| 3 (公財) 健康・体力づくり事業財団 | 18 (一財) 日本サイクルスポーツセンター |
| 4 (公財) あしたの日本を創る協会 | 19 (一財) 自転車センター |
| 5 (一財) 全日本交通安全協会 | 20 (一社) 自転車協会 |
| 6 (一財) 日本交通安全教育普及協会 | 21 日本自転車軽自動車商協同組合連合会 |
| 7 (公財) 日本自然保護協会 | 22 (一財) 日本車両検査協会 |
| 8 (公財) 日本体育協会 日本スポーツ少年団 | 23 (公財) 日本交通管理技術協会 |
| 9 (公社) 日本PTA全国協議会 | 24 (公財) 自転車駐車場整備センター |
| 10 (一財) 日本ユースホステル協会 | 25 (公社) 日本観光振興協会 |
| 11 (公財) 日本レクリエーション協会 | 26 日本レンタサイクル協議会 |
| 12 (公財) ボーイスカウト日本連盟 | 27 バイコロジーをすすめる会連絡協議会 |
| 13 (公社) ガールスカウト日本連盟 | 28 (公財) 日本障害者スポーツ協会 |
| 14 (一財) 自転車産業振興協会 | 29 (一社) 全日本実業団自転車競技連盟 |
| 15 (一財) 日本自転車普及協会 | |

※ 後援省庁等(予定)

内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都

○ 自転車月間事業

- 1 「自転車の日」記念行事<サイクルドリームフェスタ2014>
(5/5、聖徳記念絵画館前通りで開催予定)
自転車交通安全教室(警視庁四谷署)、自転車安全走行シミュレーター
自転車キッズ検定、自転車体験試乗会、メンテナンス講座等
- 2 自転車月間統一キャンペーン
全国のバイコロジー地方組織が自転車の利点をPRするとともに、「自転車利用のルール遵守・マナー向上キャンペーン」を実施(期間中適宜実施)
自転車の安全利用に関するチラシの作成配布、自転車点検整備等
- 3 サイクルロードレース開催
U.C.I(国際自転車競技連合)公認の国際自転車ロードレース『第17回TOUR OF JAPAN』を国内6か所(堺・美濃・南信州・富士山・伊豆・東京)で開催
- 4 自転車月間広報活動
自転車月間に関するPRを行うため、テレビ、雑誌等を活用した広報活動を実施